

# 信州大学医学部附属病院と長野県松本盲学校及び長野県松本養護学校 の連携に関する覚書

信州大学医学部附属病院(以下「甲」という。)と長野県松本盲学校(以下「乙」という。)及び長野県松本養護学校(以下「丙」という。)は、乙及び丙が乙内に設置する分教室に在籍する重度重複障がいのある児童生徒(以下「児童生徒」という。)への対応について、この覚書を締結する。

- 1 甲は、児童生徒が救急医療を必要とする場合、これを受け入れ、対応する。
- 2 乙及び丙は、障がいの状況により緊急時の対応を予め想定しておく必要がある児童生徒について、年1回程度、甲による診察の機会を設けるように努め、甲と乙及び丙双方は、児童生徒の障がいの状況や病状等について情報を共有するものとする。
- 3 この覚書は、平成28年4月1日から発効し、有効期間は3年とする。ただし、有効期間が満了する2カ月前までに甲又は乙及び丙のいずれからも書面による意思表示がないときは、有効期間は1年更新されるものとし、以後この例による。
- 4 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項については、甲並びに乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、それぞれが署名捺印の上、各自1通を保持する。

平成28年3月22日

甲 松本市旭3-1-1  
信州大学医学部附属病院長

本郷一博



乙 松本市旭2-11-66  
長野県松本盲学校長

矢野口仁



丙 松本市大字今井1535  
長野県松本養護学校長

片桐義章

